

◎平成24年度の主な改正点

1. 16歳未満の扶養親族(年少扶養親族)の扶養控除廃止

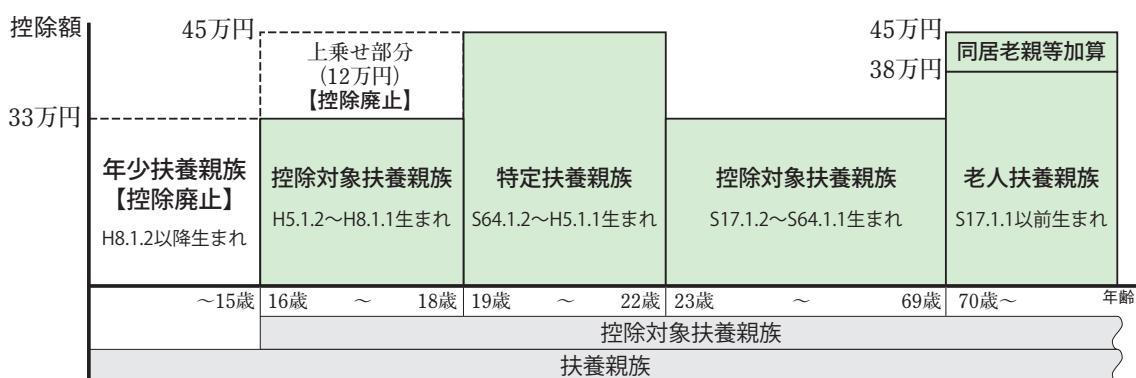
16歳未満(平成8年1月2日以降生まれ)の扶養親族(年少扶養親族)の扶養控除(33万円)が廃止されました。控除は廃止されましたが、年少扶養親族が障害者の場合、障害者控除を所得から差し引くことができます。

また、扶養親族がいる場合に控除することができる寡婦控除も所得から差し引くことができます。

2. 16歳以上19歳未満の扶養控除の上乗せ部分の廃止

16歳以上19歳未満(平成5年1月2日生まれから平成8年1月1日生まれまで)の扶養控除の上乗せ部分(12万円)が廃止されました。これにより、特定扶養親族は19歳以上23歳未満(昭和64年1月2日生まれから平成5年1月1日生まれまで)となります。

平成24年度の扶養控除図



※この扶養控除廃止により、今までより市・県民税が増額になる場合があります。

扶養控除変更による税額比較モデルケース

※年収は給与収入のみ、所得控除は配偶者控除、扶養控除、基礎控除のみとしています。

ケース1. 配偶者と16歳未満の子ども1人を扶養している場合

年収	150万円	200万円	250万円	300万円	350万円	400万円	450万円	500万円
平成23年度	非課税	4,800円	55,300円	90,300円	125,300円	164,300円	207,800円	249,300円
平成24年度	非課税	4,800円	90,800円	125,800円	160,800円	199,800円	242,300円	282,300円
増減	なし	なし	+35,500円	+35,500円	+35,500円	+35,500円	+34,500円	+33,000円

ケース2. 配偶者と16歳未満の子ども2人を扶養している場合

年収	150万円	200万円	250万円	300万円	350万円	400万円	450万円	500万円
平成23年度	非課税	非課税	4,800円	54,800円	89,800円	128,800円	168,800円	215,800円
平成24年度	非課税	非課税	4,800円	125,800円	160,800円	199,800円	242,300円	282,300円
増減	なし	なし	なし	+71,000円	+71,000円	+71,000円	+73,500円	+66,500円

ケース3. 配偶者と16歳未満の子ども1人、16歳以上19歳未満の子どもを1人を扶養している場合

年収	150万円	200万円	250万円	300万円	350万円	400万円	450万円	500万円
平成23年度	非課税	非課税	4,800円	36,300円	71,300円	110,300円	150,300円	191,300円
平成24年度	非課税	非課税	4,800円	90,300円	125,300円	164,300円	207,800円	249,300円
増減	なし	なし	なし	+54,000円	+54,000円	+54,000円	+57,500円	+58,000円

参考

		非課税基準額						
非課税 均等割	控除対象配偶者や 扶養親族がない場合	前年の合計所得金額が28万円以下						
	控除対象配偶者や 扶養親族がある場合	前年の合計所得金額が28万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+16万8千円以下						
非課税 所得割	控除対象配偶者や 扶養親族がない場合	前年の総所得金額等が35万円以下						
	控除対象配偶者や 扶養親族がある場合	前年の総所得金額等が35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+32万円以下						

※控除対象配偶者とは、合計所得金額が38万円以下の扶養している配偶者のこと。

※合計所得金額とは、純損失または雑損失の繰越控除適用前の総所得金額、特別控除前の分離長期譲渡所得の金額、特別控除前の分離短期譲渡所得の金額、繰越控除適用前の株式等に係る譲渡所得等の金額、申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額(損益通算後で繰越控除適用前)、繰越控除適用前の先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額のこと。

※総所得金額とは、合計所得金額に純損失、雑損失、株式等譲渡損失などの各繰越控除を適用した後の金額のこと。